



ゆう&あい

7月号
令和6年
毎月24日発行

優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛



令和6年度 住民のみなさまへためになる講座①

糖尿病について

～専門医に聞いてみよう～

参加費
無料
定員80名
申込み要

播磨町の要支援認定者や国保加入者に多い『糖尿病』は、フレイルや要介護状態の悪化にも大きく関わっています。講演後は質問も受け付けていただけますので、より良い対処法を自分のものにしていきましょう！

日時：7月18日（木）14時～15時30分

会場：中央公民館 2階 視聴覚室

講師：糖尿病内科・内科・眼科

たてやクリニック

院長 楯谷 三四郎 先生

お申し込みは
こちらから➡



播磨町地域包括支援センター TEL 079-435-1841

デイサービス見学&夏祭り

利用者さんと
ともに

～利用者さんと一緒にゲームで盛り上がり、名物のたこ焼きを食べましょう～

▶日時 令和6年7月29日(月)・30日(火)・31日(水) 13時30分～15時30分

▶場所 播磨町デイサービスセンター（播磨町南大中1-8-50）

▶対象 町内在住の小学生

▶内容 デイサービスセンターの見学および車いす体験と夏祭りに参加

▶募集人員 1日6名（先着順）

▶受付 7月1日（月）から ※月～土曜日の8時30分から17時15分



問申

播磨町デイサービスセンター TEL 079-437-6155

7月

つどいの場 イベントカレンダー

誰かの居場所があなたにとっての居場所になるかもしれません。ふらっと立ち寄ってみませんか？

日	月	火	水	木	金	土
	1 元気はつらつ会	2 つどいカフェ 心配ごと・法律相談	3 みんなのカフェ 町のちゃぶ台	4 ふれあいカフェ みんなのおうち パラソル	5 (オ)カフェ夢の森 まちの居場所 はりまある	6
7	8 元気はつらつ会 みんなの居場所	9 (オ)ひだまりカフェ つどいカフェ	10 (オ)あっぱるカフェ みんなのカフェ	11 ふれあいカフェ みんなのおうち そよ風ひろば	12 まちの居場所 はりまある	13 認知症家族の会
14	15	16 つどいカフェ 心配ごと相談	17 みんなのカフェ 町のちゃぶ台	18 (オ)はっぴーカフェ ふれあいカフェ みんなのおうち パラソル	19 (オ)野添カフェ まちの居場所 はりまある	20 (オ)四つ葉カフェ
21	22 元気はつらつ会 みんなの居場所 家族介護者の集い	23 つどいカフェ	24 みんなのカフェ (正午まで)	25 ふれあいカフェ みんなのおうち そよ風ひろば	26 (オ)幸ちゃんカフェ まちの居場所 はりまある	27
28	29 元気はつらつ会	30 つどいカフェ	31 みんなのカフェ			

◆ つどいの場紹介（開催の詳細は、ゆう&あい4月～6月号の裏表紙をご参照ください） *抜粋にて掲載◆

(オ)〇〇カフェ	「オレンジカフェ」です。各会場により場所や時間が異なります。オレンジカフェとは、認知症に関する相談、当事者も家族も気軽に立ち寄れる場所です。（参加費：100円/回）	詳しくは WEBからも ご確認ください
認知症家族の会	認知症の方を介護する家族などが、思いや悩みを語り合う場所です。	
家族介護者の集い	播磨町福祉しあわせセンター（南大中1-8-41）	家族介護をしている人同士でおしゃべりしませんか？7月22日(月)13時30分～15時30分（参加費：無料）*テーマ：成年後見制度について

コミュニティカフェ「パラソル」がオープンしました

6月から新しく地域の居場所『パラソル』がオープンしました。「高齢者にも、子どもたちにも気軽に寄ってほしい。」と代表の長井さん。かわいらしいのぼりや手書きの看板が目印です。どなたでも気軽に、ぜひ立ち寄ってみてください。「い草」の匂いが香る和室でくつろげますよ～♪

▶開催日 毎月第1・3木曜 14:00～チャイムが鳴るまで

▶場所 本荘北公民館 1階和室
※「おやつとドリンクセット」を注文する場合、
育児中・介護中の方 200円、一般の方 300円、
高校生以下&65歳以上の方 無料
※注文なしでも参加できます。

★福祉しあわせセンターにチラシあります。

★播磨町社協は、地域のつどいの場（皆の居場所）を応援しています。



心配ごと相談

●日時 7月2日(火)・16日(火)
13時～15時
民生委員・児童委員が
ご相談をお受けします。

弁護士による法律相談

●日時 7月2日(火)
13時30分～15時30分
高齢者や障がい者の方のお金
や財産の管理（成年後見制
度）についての相談もお受け
します。

困りごと相談

●日時 7月11日(木)・25日(木)
13時～15時
播磨町人権擁護委員が
ご相談をお受けします。

相談場所は、播磨町福祉しあわせセンターです。

◎法律相談は、成年後見センターでの相談や心配ごと相談を受けてからになります。

発行：社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会 〒675-0147 加古郡播磨町南大中1丁目8番41号
TEL (079) 435-1712 FAX (079) 436-5610



一般介護予防事業 「はつらつ広場」 参加者募集中!

日常生活を継続する為に必要な「心身機能」「認知機能」を維持し、地域の中でいつまでも元気に「はつらつ」と暮らすことができるようつながりを大切にしたい参加型の介護予防事業です。皆で一緒に楽しく過ごしませんか?

利用対象者

おおむね65歳以上の方で、各会場までお越しいただける方。
(要介護認定を受けている方も参加可能です。*要相談)

開催場所と時間 毎週各会場 9:30~11:30

- 月曜日 播磨町しあわせセンター (元気はつらつ会 10時開始※)
- 火曜日 南部コミュニティセンター
- 水曜日 西部コミュニティセンター
- 木曜日 野添コミュニティセンター
- 金曜日 東部コミュニティセンター

※月曜日はボランティア活動者のみで運営・実施しています

参加費 100円/回 (※元気はつらつ会は、100円/月)

内容 体操、脳トレやゲーム、レクリエーション など



問 播磨町社会福祉協議会事務局 TEL 079-435-1712

令和5年度 歳末たすけあい運動 最終報告

歳末たすけあい運動にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

令和5年度も、自治会をはじめ皆様に募金へのご協力をいただきましたこととお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し地域活動が再開されている中、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、福祉ニーズのある世帯への支援、全年齢層を対象とした地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施を柱として歳末たすけあい運動を実施させていただき、この募金をもとに、下記のとおり配分をさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

1) 募金実績

受入先	金額(円)
自治会	1,061,360
民生委員・児童委員	57,000
ガールスカウト	24,899
町立図書館	1,734
預金利息	31
合計①	1,145,024

前年度繰越金 3,844,189

1) 募金実績 1,145,024

2) 配分実績 △ 1,525,245

次年度繰越金 3,463,968

2) 配分実績

配分先	対象者数	金額(円)
要援護世帯見舞金	11世帯	207,000
助成金		638,432
手をつなぐ育成会		60,000
はまなす		30,000
年末年始地域支え合い事業	15団体	444,712
ひとり親家庭等応援新入学児童ランドセル購入助成事業	3人	46,818
ひとり親家庭等応援新中学生制服・体操服購入助成事業	3人	56,902
年末年始応援セット		526,580
災害用備蓄		153,233
合計②		1,525,245

播磨町地域包括支援センター 〒675-0147 加古郡播磨町南大中1丁目8番41号
TEL (079) 435-1841 FAX (079) 435-1730

社会福祉協議会 会費のお願い

社会福祉協議会(略称は社協です)は、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくりのために、住民の皆様・地域の関係者・行政や他の福祉・保健機関と協力して、福祉を推進していく民間の組織(社会福祉法人)です。

▼社会福祉協議会の事業を支える会員

「社協」の事業は、大きく分けると、
①独自事業 ②受託事業になります。
②の受託先の大半が播磨町で、本来、町が実施する事業を、社会福祉法人である社協が代わりに行うものでその費用はすべて行政からの受託金によって賄われます。地域包括支援センターやはつらつ広場事業等です。

①の独自事業は、まさしく社協自らが計画し実施するもので、播磨町の住民の皆さんが、安心して暮らしていくことを支えさせていただくものです。

例えば、見守り給食サービス、移送事業、介護機器の貸出事業、ふれあい・いきいきサロン事業、介護保険サービス、ゆうあい園を代表とする障害福祉サービス等々です。この事業を支える財源の一部は、町等から補助金

が支出される事業もありますが、大半が、利用料や介護保険サービス等の報酬、赤い羽根共同募金の配分金、そして会員の皆様にご協力いただく社協会費です。

▼社協会費とは

社協活動の目的は、播磨町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な持続及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることです。

社協の法律である定款三十二条には、会員が明記されており、「目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする」となっています。会員が行う「必要な援助」というのは、社協が行う活動に参加・参画していただくことが1つであり、もう1つがその活動を支える財源を支援するという意味も含まれます。つまり、これが社協の会員となり会費を負担するということです。社協会費が増える社協活動の拡充と社協の自主性・主体性の強化につながっていきます。住民の皆様には、社協会費の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

会員区分	年会費	
普通会員	500円	播磨町に在住する住民
特別会員	5,000円	法人・商店または団体

疑問? 回答!

会費は、どんなことに使われるの?

- 見守り給食サービス事業
- ふれあい・いきいきサロン事業
- 移送事業 ○介護機器の貸出事業
- 心配ごと相談・法律相談事業
- 地域での見守り・支え合いに関する事業
- 喜寿お祝い写真贈呈事業
- 広報啓発活動
(広報誌「ゆう&あい」の発行、ホームページ)



寄付者ご芳名

あたたかい善意をありがとうございました。
(令和6年5月1日~令和6年5月31日)
(所得税法第78条第2項第3号該当 法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当)

●福祉のために(団体の部)

(敬称略)

団体名	物品
第95回東播地区メーデー実行委員会	タオル77枚
ヘブンはりま	小物作品

社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会ホームページ [播磨町社協 Click!](#)
E-mail info@harima-wel.or.jp TEL (079) 435-1712 FAX (079) 436-5610